

令和5年度第2回 福岡市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日時

令和6年2月8日(木) 14時00分～15時40分

2 出席者

福岡市地域包括支援センター運営協議会委員 13名

3 協議内容

(1) 〈協議事項1〉令和5年度地域包括支援センターの運営の評価について

事務局	令和5年度地域包括支援センターの運営の評価について説明
会長	センター運営の評価については、資料1の1ページにありましたように、巡回評価と、書面評価で取組んできており、その中で、課題として挙げたものについて、整理をしていただいて、今、事務局からご説明をいただいたということでございます。委員のみなさま方で、何かご質問、ご意見も含めてございましたら、遠慮なく出していただけたらと思います。
委員	<p>資料1の3ページの権利擁護の部分の対応の方向性のところで、さまざまな場で権利擁護に係る啓発を行うとともに、早期に相談しやすい環境づくりを進めることが必要でないかとありますが、そのために地域包括支援センターが、普段から高齢者の身近にいらっしゃる方、地域にいる方に対して、具体的に相談につながるための「気づきの視点」というのを紹介したり、意識をしていただくような場を設けたりすることが必要ではないかと思いました。方向性ということなので、これを基に具体的な取り組みを今後検討されると思います。</p> <p>次に2ページの、総合相談支援の部分の対応の方向性で、短期的な課題が解決・終結した場合でも、そこから可能な限り今後出てくるような新たな課題に関しても、事前に布石を打つという説明がありましたが、こちらについては、ぜひ具体的に整理して、センター間で共有できれば、視点として職員に広まっていくのではないかと思います。</p>
会長	ただいま権利擁護についての気づきの為の視点などについてご意見などがありましたが、事務局の方から何かお答えできる部分があればお願いします。
事務局	気づきの視点で言いますと、今、各区や地域包括支援センターで「気づきのチェックリスト」を作成しております。地域では、民生委員の集まりや、高齢者地域支援

会議の場などで、ご紹介をしております。また、チェックに当てはまる方がいらっしゃったときには、すぐに地域包括支援センターに相談してくださいというような啓発も行ってあります。それ以外にも、薬局や、交番、スーパーなどへも巡回し、同じようにチェックリストや、地域包括支援センターの業務のご紹介をすることで関係づくりを行い、支援が必要な高齢者の方が早い段階でセンターにつながるような関係づくりを行っております。

会長 社会福祉協議会として、市民の方々から、いろいろなご相談を受けていらっしゃると思いますが、その点を含めて何かご意見があれば出していただければと思います。

委員 気づきの視点というものを共有して、いろいろな場面へ広げていくということは非常に大切なことだと思っております。私どもも、さまざまな形で地域のみなさまや関係機関のみなさまへ、社会福祉協議会の取り組みに関しての出前講座を行っております。どのような取り組みがあって、どのような時に相談ができるのか、誰に相談をつなげていけばよいのかというところを広めていくことが必要だと考えております。関係者間で役割分担ができるところは、きちんと役割分担をし、適切にいろいろな課題の解決に向け、連携を積み上げていきたいと思っております。

会長 それでは、2番目の部分について、事務局お願いします。

事務局 まず、至近の課題が解決し、サービスが導入できた場合であっても、家族関係で今後問題になる可能性のある項目の洗い出しや、キーパーソン不在などによる金銭管理の支援を、今後どうしていくか、また、コロナ禍で、認知症や身体の状態などが悪化しているような時に、今後どのような対応をしていくかなど、三職種で話し合いながら、今後の方針も決めている状況でございます。

委員 福岡市の認知症介護相談における介護相談員としての電話相談の中で、成年後見制度、権利擁護についてアドバイスができるフローチャートや、マニュアルなどがありましたらご提供していただければと思います。私たちも勉強してサポートできるようにしたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

会長 認知症の家族の方からのご相談などで、相談マニュアルなどありましたら、ご提供いただけないかというご要望であります。事務局いかがでしょうか。

事務局 相談や社会資源のマニュアルなどもございますので、提供させていただきたいと思っておりますし、今後も連携させていただければと思います。

委員 「権利擁護については、こちらがあります」「要介護認定については、いきいきセンターや区役所に行ってください」というような、具体的で分かりやすいフローチャートのよう

なものがあれば、ご提供いただけるとありがたいと思っております。

会長 昨日開催された、福岡市の保健福祉審議会の総会において、権利擁護の部分についても目下のところの取り組みとご説明をいただいたところです。行政としても、力を入れて取り組んでいきたいという考えが再度示されたと受け止めております。

委員 数値で自己評価し、巡回の状況を整理されていますが、ここに見えない現場の声ももう少し見えて来ると良いと思います。

会長 福岡市では、平成18年度から地域包括支援センターの運営がスタートし、市内に設置されているセンターも57センターと増え、それぞれ担当する地域の特性を踏まえて、いろいろと熱心に取り組んでいただいていると思います。また、市民から要望があり、土曜日にもオープンするようになりました。財政面からも、かなり改善されてきているので、仕事はしやすくなってきているところもあると思います。職員の増員についても取り組んでおりますので、運営体制という部分は、かなり進んできております。また、地域包括支援センターが、期待されている分野として、先ほどご指摘ありました、権利擁護についても、かなり熱心に取り組んでいただいております。

委員 先ほど、現場の声ということで、ご意見がございましたが、3ページの課題の最後にある、「地域が困っているが、本人や家族が介入を拒否し、対応に苦慮するケースが増えてきている」という部分、この部分は現場で働く職員が、ご苦労されているところだと思います。こういったケースに関しては、具体的にどのような形でどう対応していくか、センター内でもいろいろと協議をしていると思いますが、区などの関係機関とも積極的に意見交換などをし、対応していくしかないと思います。実際のところ、そのようなケースの対応事例などがあれば参考までに教えていただければと思います。

会長 この資料にも示されているように、複数のセンター運営を受託している法人もございますし、ひとつだけということもございます。そういう意味で横の連携、受託法人を超えての情報交換や、行政として、どのような対応また指導をしていくかということも含めて、行政の方からお答えいただければと思います。

事務局 このような本人や家族が介入を拒否される事例というのは、どの地域包括支援センターも担当しています。事例によってさまざまですが、区やセンター以外にも、障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会や地域の方々と一緒に、個別支援会議を開き、それぞれがどのような役割で、どのような見守りができるか、どのようなかたちで対応していこうかということを検討しております。また、セルフネグレクトなどのように、支援を拒否する事例に対しては、地域包括支援センターも困り感や難しさを抱えています。今年度はセルフネグレクトの研修を弁護士会が実施されるということです。研修やつながりを含め対応していきたいと思っております。

会長 それでは、令和 5 年度の事業評価及び令和 6 年度の委託についての可否について、異議なしということで、協議事項 1 は終わらせていただきたいと思います。

(2) 〈協議事項 2〉令和 6 年度地域包括支援センター業務について

事務局 令和 6 年度地域包括支援センター業務について説明

委員 新旧対応表の第 7 (1) について、旧では、「例えば、①②③」とあるのが、新ではなくなったということでしょうか。

事務局 こちらの事例に限らず、さまざまな事例が出ていることから、これらの事例にしばらくならないように、今回削除したということでございます。

委員 しばらくするような事例が出てきているということでしょうか。

事務局 記載の事例が限定的なので、近年これに限られない事例というのが多数あるため、今回変更しております。

会長 柔軟に対応していただくために、例示を控えめにしたということでございますね。他に何かございますか。

委員 地域包括支援センターの運営指針の 1、2 にも共通すると思いますが、地域包括支援センターというのは、その地域のことについて、とてもたくさんのお情報をお持ちで、私たちもかなり頼りにしながら活動を行っています。最近、防災に関しての話合いなどを地域の方でもよくすることがありますが、見守りのネットワークづくりについても再度、検討したりしております。見守りや防災、そういったことに関して、地域包括支援センターはどのような協力体制になっているのでしょうか。実際、災害があった時に、地域包括支援センターの情報があれば、大変助かるというのはあると思います。しかし、個人情報保護法などの関係もありますし、どのような位置というか、立場になるのか疑問に思っていましたので質問させていただきました。

会長 事務局の方からございますか。今のお尋ねについて、特に防災への取り組み、あるいは地域の当事者も含めての支援の部分の関わり方など。もちろん地域包括支援センターだけで対応できる部分ではありませんが。

事務局 高齢者地域支援会議、圏域連携会議において、以前から防災について地域の方と実施しており、災害時どのように活動するかということについては、各地域の実情に応じた課題の検討や取組みについて話し合っているところでございます。また、今

回の能登半島地震に派遣にいきました保健師も、地域包括支援センターから出されたりリストのようなものが正確で、どういうところに支援が必要かということが、とても分かりやすく記載されていたという話も聞いております。災害が起こったときに、地域包括支援センターがどのように対応していくかは、重要なことと認識しておりますので、今後検討していきたいと思っております。

会長 関連で社会福祉協議会として、災害が起きた時の相談体制や支援体制など、関連でお話できる内容があればご紹介していただければと思います。

委員 私どもは、地域での見守り活動を進めておりまして、それぞれの地域でふれあいネットワークを中心とした見守り活動を実施しています。普段からの見守り活動、そして地域の方とのつながりというのが、災害が発生した時に役に立つのではないかとということも含め、ただ見守るだけではなく、どこに見守りが必要な方がいるかというのを、マップとして視覚的な情報に落とし、あるいはかけつけるような体制というのを地域の人たちと一緒に考える取り組みを進めております。災害の支援に関しても、能登半島で大きな地震があり、ようやく一部ボランティアの支援が入るような状況ができていますが、社会福祉協議会としては、災害時のボランティアの運営などにも関わっておりますので、そういった意味で、地域のみならずにも災害を意識したいろいろな地域での取り組みも併せて考える機会を持っていただくことに努めております。

委員 これは令和6年度の運営指針ということですが、私たちは権利擁護のなかの成年後見や虐待対応というのを、関係機関と連携しながら実施しているところに加え、最近では検察庁や保護観察所と連携しながら取り組みを行っています。また、県の再犯防止推進計画などの策定などにも団体として関わっています。

福岡市でも令和4年3月に福岡市再犯防止推進計画が策定されていますが、在宅高齢者のなかにはMCI、社会的孤立・孤独、8050などの問題があり、加害者や被害者、複合的な事案を含まれているような事件・事例というのが非常に増えてきているのではと思うところです。資料2の4ページ・5ページをみると、相談内容別件数内訳の「福祉」の項目での生活困窮や経済問題、「権利擁護」の項目での家庭内暴力・DVなどの割合が非常に増えてきていると、そういうことが見え隠れしていると思います。福岡市の障がい部局で弁護士会などと連携しながら障がい者の支援スキームなどが策定されておりますが、高齢者分野にもそのようなスキームや、何かしらの検討をされていることがあがるでしょうか。

事務局 今のご意見に対しまして、私共の方で把握ができておりません。今後、必要なことであると思っておりますので、私どもが協力できるところがございましたら、今後進めてまいりたいと考えております。

委員 ヤングケアラーの相談支援が改めて書かれていますが、これは第9次介護保険

	事業計画の中にヤングケアラーに関する対策が加えられており、なおかつ、その相談窓口が地域包括支援センターであると理解してよろしいのでしょうか。また、関係機関について、児童福祉分野等に含まれているのかもしれませんが、教育分野が出てきていません。ヤングケアラーの事業計画での位置づけが分かれば教えてください。
事務局	ヤングケアラーの対応につきましては、相談窓口として、こども未来局が所管している「福岡市ヤングケアラー相談窓口」がございます。高齢者を中学生が介護しているという事例もございますので、地域包括支援センターで相談を受けた場合には、このような相談窓口につなぐなど、子どもの権利を守る担当部局と連携しながら支援を実施しているところでございます。また、地域包括支援センターも学校を巡回するなど、教育関係とも連携をとっております。そういうことも含め、ヤングケアラーの支援はしていきたいということで、今回の運営指針にも記載しております。
会長	他にございますでしょうか。それではないようでございますので、運営指針について異議なしということでさせていただきます。

(3) 〈報告事項1〉改正介護保険法の施行等について

事務局	改正介護保険法の施行等について説明 (意見なし)
-----	---------------------------------

(4) 〈報告事項2〉地域包括支援センターの体制について

事務局	地域包括支援センターの体制について説明 (意見なし)
-----	-----------------------------------

(5) 〈報告事項3〉地域包括支援センターの運営について

事務局	地域包括支援センターの運営について説明
委員	資料2の3ページで、来所や訪問の件数も増えており、やはり高齢者のみなさんもスマートフォンを使ってメールをしたりするので、件数も増えているのかなと思ったのですが、ケアカンファレンスが減っているのはどうしてなのかお聞きしたいです。
事務局	ケアカンファレンスにつきましては、ケアマネジャー主催のサービス担当者会議や医療機関主催の退院時カンファレンスなど、地域包括支援センター以外が主催するものとしております。資料にはないのですが、地域包括支援センター主催の個別支援

会議の件数は近年増加していることから、ケアカンファレンスとして協議する件数が減少したものと考えております。

(6) 〈報告事項4〉指定介護予防支援業務に係る評価について

事務局	指定介護予防支援業務についての評価について説明
会長	福岡市の場合は地域包括支援センターを民間の組織に委託しております。その受託をした法人が、介護サービス関係の事業所を設置運営したりしておりますので、いわゆる困り込みをしていないかチェックし、事務局としては指摘できる部分にはより詳しい調査を実施し、適切であるということで判断をしたということでございます。この部分で、お尋ねなどがありましたら出していただけたらと思います。 (意見なし)

(7) 〈報告事項5〉指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

(8) 〈報告事項6〉地域包括支援センターの移転について

事務局	指定介護予防支援及び第1号介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について、地域包括支援センターの移転について説明 (意見なし)
-----	---

(9) 〈まとめ〉

会長	それでは全体的に確認をしておきたいということがございませんか。 (意見なし) 以上で、令和5年度第2回地域包括支援センター運営協議会を終わらせていただきたいと思います。あとは事務局にお返しします。
事務局	本日は貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。次回の運営協議会は7月から8月に開催を予定しております。協議会開催の際には改めてご案内させていただきますのでご出席のほどをよろしくお願いいたします。